

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和60年神奈川県規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。